

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う臨時休業等の実施について 改訂版

邑南町教育委員会

1 基本方針

- 臨時休業の実施については、文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する管理衛生マニュアル」及び「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン」に基づく。
- 臨時休業実施は、保健所のその要否についての見解を踏まえ、設置者及び教育委員会で決定する。
- 感染レベル1～3のいずれの地域に該当するかは、地域のまん延状況や医療提供体制等の状況を踏まえ、衛生主管部局、町長とも協議し判断する。

2 臨時休業の実施について

地域の感染レベル	レベル1（地域で感染が拡大しているとは言えない状況）	レベル2又はレベル3（地域で感染が拡大している状況）
臨時休業の範囲	・児童生徒や教職員の感染が確認された学校 →保健所の調査や衛生主幹部局などの助言等を踏まえ臨時休業が必要と判断される場合は、学年単位又は学校単位で臨時休業 ・児童生徒や教職員が濃厚接触者に特定された場合 →当該者を出席停止や特別休暇による対応とする。 ・感染者、濃厚接触者がいない学校 →臨時休業は行わない。	・児童生徒や教職員の生活圏における感染が拡大したり感染経路の不明な感染者が増えたりしている状況 または、児童生徒や教職員の感染者が複数校で発生している場合 →保健所の調査や衛生主幹部局などの助言等を踏まえ地域の感染拡大の状況や感染経路の明否等を総合的に考慮して臨時休業が必要と判断される場合は単一校、中学校区または町内全ての学校を臨時休業とする *県立高校とも感染状況等を共有する。 ・緊急事態宣言の対象区域となった場合など、知事から地域一斉の臨時休業を要請された場合 →要請の趣旨を踏まえて判断する。
臨時休業の期間	保健所の見解を踏まえ、首長部局や関係部局等と協議の上、決定する	地域の感染状況に応じ保健所の見解を踏まえ、首長部局や関係部局等と協議の上、決定する
臨時休業期間中の対応	・〈学校〉校舎内を消毒するなどして、その後の学校再開に向けた準備を行う。 ・〈教育委員会〉臨時休業継続か学校再開かを判断する。	・感染状況に応じ、分散登校による登校日の設定やオンラインによる学習などにより、学校教育活動の継続を検討する。
発熱等かぜ症状のある児童生徒や教職員への対応	・本人に発熱等のかぜ症状がある場合 →症状が完治するまで登校は控え、出席停止や特別休暇とする。 →インフルエンザの場合は、熱が下がって2日経過するまで登校しない。	・本人や同居する家族に発熱等のかぜ症状のある場合 →医師の指示のあるまで登校を控える 出席停止や特別休暇とする。

*児童生徒や教職員本人並びに同居する家族に感染が確認されたり、濃厚接触者に特定されたりした場合は、学校や所属長に報告や相談するよう協力をお願いする。